

事業計画書（1 / 2）

（1）定期巡回により施設の維持管理に努めます

- ・施設の巡回は治安維持活動を兼ねながら実施します。

（参考）H30年度→3丁目：606回、4丁目：297回

巡回点検は照明や消雪設備の稼働確認など施設の正常な運営を目的に行いますが、加えて、違反車両や駐車場内における不審者の発見など犯罪防止のための治安維持活動も兼ねて実施しています。

- ・当所は災害時に備えた消防、避難、誘導訓練を毎年度行っており、役職員全員が防災計画に基づいて災害時における危機意識をもって業務の遂行にあたっています。
- ・商店街、周辺施設、地域住民との連携体制を構築して地域ぐるみで事故防止に努めています。
- ・事故状況やその対処方法を記した「事故記録簿」を整備し同様の事故防止に役立てています。
- ・万が一の事故に備えて施設賠償責任保険に加入して保障体制を整備しています。

また、3丁目駐車場の駐車設備については動産総合保険にも加入し設備の保障に備えています。

（2）地の利を活かした管理、運営を行います

- ・当所は新津駐車場（3丁目駐車場）に隣接した場所に立地しています。

このことにより常日頃から目の行き届いた運営が出来ます。

些細なことであっても、駐車場管理人から担当者及び管理者へ即座に情報が伝わる体制を構築していますので、駐車場内におけるトラブルの拡大を防ぎ、事故防止にも役立てています。

- ・また、当所傘下の多くの会員事業所も月極契約者として利用していることから、例えば年中行事の祭りや各種イベント時の繁忙時に契約車両を一時的に移動してもらう協力など、地域ぐるみで円滑な運営を支える体制が整っています。

（3）平等で公平な管理、地域に密着したきめ細かいサービスと接客に心がけた運営を行います

- ・新潟市新津駐車場条例（第5条）に定める「施設の平等利用、効用発揮、管理経費の縮減、安定した管理運営能力」の遵守、商工会議所法（第6条）「社会一般の福祉の増進に資する」に照らして常に利用者の声に耳を傾け公共駐車場としての機能強化に努めて利用者の立場に立った運営を行っています。

- ・施設の利用者と接する機会が多い3丁目駐車場精算所や当所窓口では、特に丁寧で親切な対応に心掛けています。また、利用者や駐車場周辺施設（医療機関、大手民間企業、行政等の機関）、地域住民とのコミュニケーションを深め、利用者が気持ちよく利用できる環境整備を図り、接客マナー等についての研修によりスタッフのスキルアップにも努めています。

（4）商店街と連携した街なか駐車場の運営を行います

- ・郊外型大型店の相次ぐ出店により中心市街地を取り巻く環境は一層厳しさを増し、道路交通法の一部改正（違法駐車対策）により来街者の減少も拍車がかかっています。このような現状から、駐車場を中心市街地の賑わい創出につながる「街なか駐車場」として活用するためには、地元の商店街との連携は欠かせません。当所は新津商店街協同組合連合会と駐車券等の利用促進を図るための基本契約を締結し、商店街と協働で施設利用の拡大に努めています。

事業計画書（2／2）

（５）商店街と連携して買い物駐車場の認知向上と利用促進を図ります

- ・当所は約100店舗を傘下にもつ新津商店街協同組合連合会との「駐車利用券取り扱いに関する協定」の締結を継続いたします。
連合会と協働で駐車券取り扱い店舗の増加に向けてPRし、買い物客が使える駐車利用券の取り扱い店舗を増やして3丁目駐車場の利用拡大に努めます。
- ・商店街が発行する売り出しチラシは、3丁目駐車場の案内図と駐車利用券取り扱い店舗であることを示す”駐車券取り扱いマーク”を掲載して買い物駐車場としての利用促進を図ります。
- ・新津新光商店街（協）と0番線商店街が運営する「来て基地」を介して3丁目駐車場を商店街の身近な買い物駐車場として放送し、来街者へ駐車場の利用をPRします。

（６）当所会報紙及びホームページにより施設をPRします

- ・毎月月初に発行する当所会報紙「にいつホットStation（秋葉区内2万世帯に配布）」に駐車場の利用状況を掲載するとともに、当所ホームページ（<http://www.niitsu.or.jp/>）でも情報を随時更新して積極的な広報に努めます。
また、ホームページを通じた電子メールによる問い合わせにも迅速に対応いたします。

（７）確実な事業の履行を行います

- ・事業費のうち委託業務については、3丁目駐車場の精算所業務を（公社）新潟市シルバー人材センター、3丁目駐車場の設備機器保守メンテナンスを株式会社アマノ、3丁目及び4丁目駐車場の消雪機器点検保守を株式会社新津さく泉へそれぞれ委託します。
いずれも実績豊富で信用ある委託先になります。
- ・このうち、（公社）新潟市シルバー人材センターとの委託契約は、毎年度末に取り交わしますが、年間分を一括で契約することにより委託費の支出を最小限に抑えています。
（参考：H31年度契約単価は847円/h）

（８）秋葉区担当課との連携を密にし、利用者の利便性向上に努めます

- ・運営にあたっては、秋葉区担当課である産業振興課様と一層連絡を密にし、利用者はもちろん、商店街、地域住民、周辺施設等の声に常に耳を傾け、駐車場の安全性と利用者の利便性向上を図りながら絶えず改善に努めてまいります。

（９）指定管理者で得た収益は地域活性化事業に役立てます

- ・秋葉区の産業振興策のひとつに中心市街地の活性化、商店街のにぎわいを取り戻すことが謳われています。
当所は指定管理者として得た収益を地域活性化事業や商工業の振興支援策に充当し、目に見える形で商店街をはじめ広く地域全体の活性化に役立ててまいります。